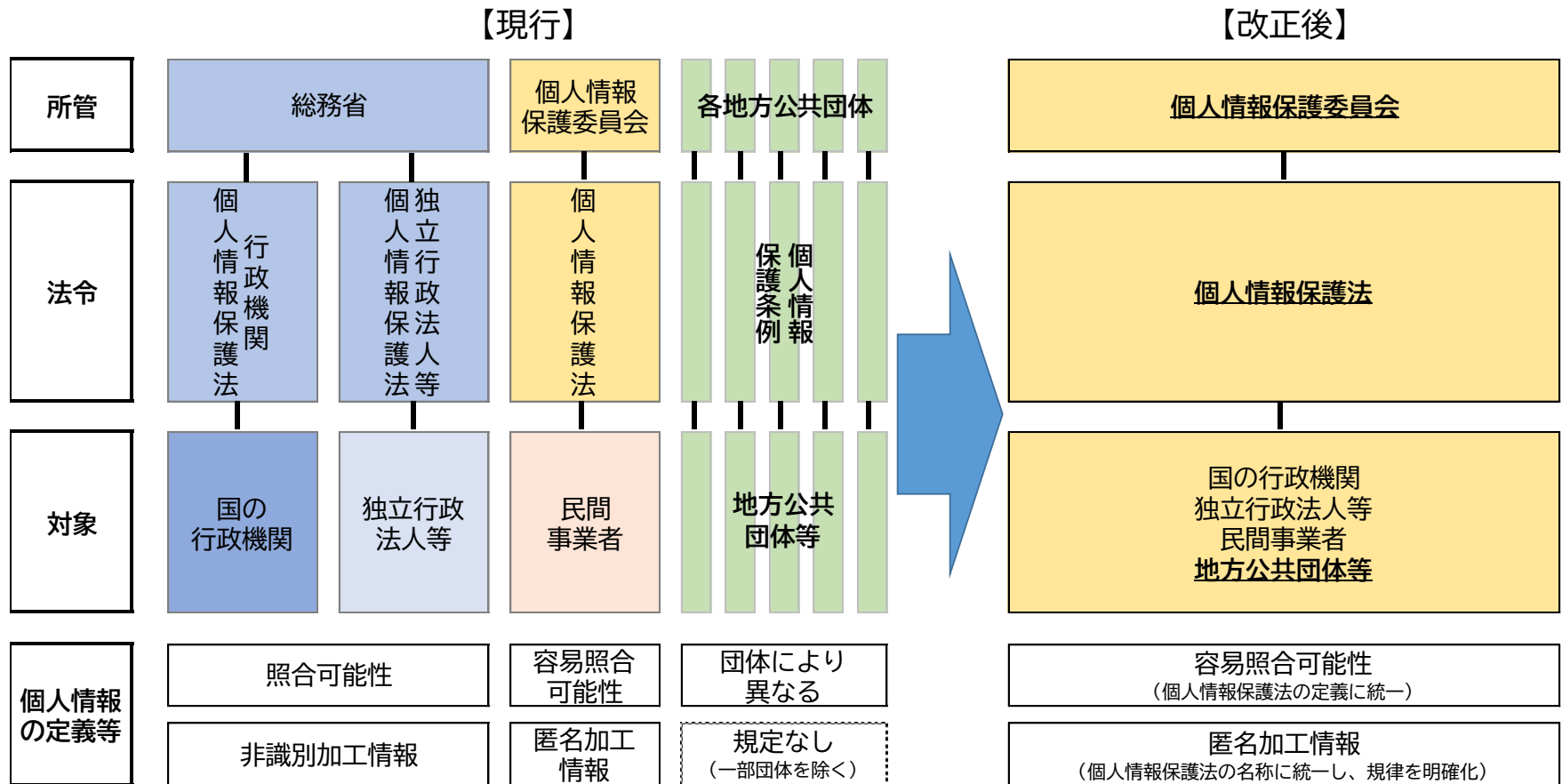


吉川市個人情報保護に関する法律施行条例 骨子（案）

吉川市総務部庶務課

個人情報保護法改正の概要

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の**3本の法律を1本の法律に統合**するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても**統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化**する。
- ② 国・民間・地方公共団体で**個人情報の定義等を統一**するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化する。



法施行条例の制定について

- デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）が改正され、これまで条例により個人情報保護の措置を講じてきた地方公共団体についても、令和5年4月1日から法が直接適用されることとなった。これに伴い、現行の吉川市個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）を廃止し、新たに法から委任された事項等を定める法施行条例（以下「新条例」という。）の制定が必要となる。
- 条例で定めることができる事項は次のとおり。
 - ① 条例で定める必要がある事項（法律に条例への委任規定が設けられている事項）
 - ② 条例で定めることが法律上許容される事項（条例で定めることについて法律に根拠規定がある事項）
 - ③ 条例で定めることが解釈上許容される事項（個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項）

※ 次の条例については、新条例の制定に伴い、改正又は制定が必要になります。

条例名	区分	内容
吉川市情報公開・個人情報保護審査会条例	一部改正	<ul style="list-style-type: none">・ 設置根拠 行政不服審査法第81条第1項の機関（開示決定等に係る審査請求について諮問するための機関）及び法第129条の機関（専門的な知見に基づく意見聴取をするための機関）として位置付ける。・ 所掌事務 類型的な諮問を廃止（13頁参照）
（仮称）吉川市議会の個人情報の保護に関する条例	新規制定	市議会において、法の共通ルールに沿った自律的な措置を講ずることにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため、条例で必要な事項を定める（予定）。 ※ 地方公共団体の議会については、国会や裁判所と同様に、自律的な対応のもと個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいことから、法第5章に定める規律の適用対象とされていない。

① 条例で定める必要がある事項

No.	事項	新条例の考え方	法条項	法条文
1	開示請求に係る手数料	①-1 (5頁) 参照	第89条 第2項	地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、 <u>条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。</u>
2	行政機関等匿名加工情報制度に係る手数料	①-2 (6頁) 参照	第119条 第3項	第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、 <u>条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。</u>
			第119条 第4項	前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、 <u>条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。</u>

①-1 開示請求に係る手数料

■ 考え方

- 地方公共団体における開示請求に係る手数料は、「実費の範囲内において条例で定める額」とされており、その額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならないとされている。
- 当市においては、開示請求の制度が広く利用されるよう、従来から手数料を無料としているため、今後も**手数料を無料とする**規定を設ける。
- ただし、開示文書の**写しの交付に要する費用**については、請求者が負担することが適切と考えられることから、従来どおりその**実費を徴収することとする**。

■ 法と条例の比較

- 国の行政機関（法）… **300円** + 実費
- 吉川市（現行条例）… **無料** + 実費

※ 写しの交付に要する費用（参考）

(1) 写しの作成に要する費用

公文書の種類	公文書の写しの作成の方法		金額
文書及び図画	1 乾式複写機による写し（日本産業規格A列3番の大きさまで）	単色	1枚につき10円
		多色	1枚につき20円
	2 1に掲げる以外の写し	当該写しの作成に要する費用に相当する額	
電磁的記録	1 電磁的記録媒体に複写したもの		当該複写に使用する記録媒体の購入に要する費用に相当する額
	2 用紙に出力したもの（日本産業規格A列3番の大きさまで）	単色	1枚につき10円
		多色	1枚につき20円

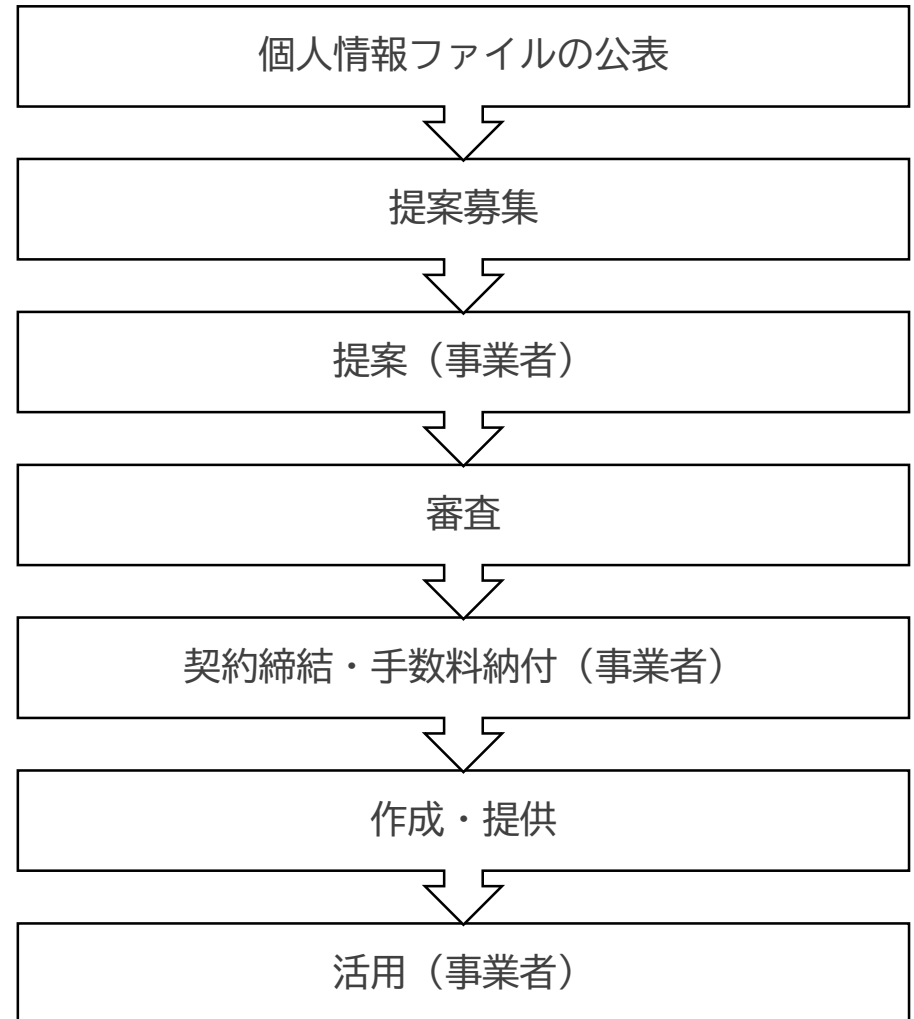
(2) 写しの送付に要する費用 送付に要する料金の額

①-2 行政機関等匿名加工情報制度に係る手数料

■ 考え方

- 法では、行政機関等匿名加工情報（行政機関等の保有個人情報を用いて特定の個人を識別することができないよう加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした情報）を事業の用に供しようとする者に提供するための仕組みとして、提案募集手続が定められている。この手続の運用では、行政機関の長等は、原則として定期的に提案募集を行うこととされているが、都道府県及び指定都市以外の**地方公共団体については経過措置が設けられており、当分の間、その実施が任意**とされている。
- 現状では、経過措置が適用される地方公共団体において行政機関等匿名加工情報制度を導入している事例はごく少数であるため、本市においても、**法施行日からの制度導入は行わない**こととする。
- 行政機関等匿名加工情報制度を導入せず、具体的な事務手続が発生しないため、**当該制度に係る手数料の規定は設けない**ものとする。

■ 提案募集の流れ（参考）



② 条例で定めることが法律上許容される事項

No.	事項	新条例の考え方	法条項	法条文
1	条例要配慮個人情報の内容	②-1 (9頁) 参照	第60条 第5項	この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が <u>条例で定める記述等</u> が含まれる個人情報をいう。
2	個人情報取扱事務の届出・公表に係る事項	②-2 (10頁) 参照	第75条 第5項	前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、 <u>条例で定めるところにより</u> 、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない
3	不開示情報の範囲	②-3 (11頁) 参照	第78条 第2項	地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（）」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として <u>条例で定めるものを除く。</u> ）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして <u>条例で定めるもの（）」とする。</u>

② 条例で定めることが法律上許容される事項（続き）

No.	事項	新条例の規定	法条項	法条文
4	開示・訂正・利用停止決定等の期限の短縮	②-4 (12頁) 参照	第108条	この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續並びに審査請求の手續に関する事項について、この節の規定に反しない限り、 <u>条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。</u>
5	審査会への諮問事項	②-5 (13頁) 参照	第129条	地方公共団体の機関は、 <u>条例で定めるところにより</u> 、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。
6	現行条例に規定された罰則に係る経過措置	②-6 (14頁) 参照	附則 第10条 第2項	前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が <u>条例で別段の定めをしない</u> ときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

②-1 条例要配慮個人情報の内容

■ 考え方

• 「要配慮個人情報」については、法において官民共通の定義が設けられ、その取扱いに特に配慮を要する個人情報の範囲が定められているが、これに加えて地方公共団体に対しては、地域の特性その他の事情に応じて、「条例要配慮個人情報」を条例で定めることができることとされている。

• **法と現行条例における要配慮個人情報の定義の内容は同様**であり、現状では、条例要配慮個人情報とする必要があると想定される個人情報が見受けられないため、**法施行日時点では規定を設けない**こととする。

■ 要配慮個人情報（法第2条第3項）

人種	世系（祖先から代々続いている血統）又は民族的・種族的出身（同一の人種・地域的起源を有し、又は有すると信じ、歴史的運命、文化的伝統、特に言語を共通にする基礎的社会集団への所属）
信条	個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含む
社会的身分	ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位 （例：嫡出でない子であること、被差別部落出身であること等）
病歴	病気に罹患した経歴 （例：がんに罹患している、統合失調症を患っている等）
犯罪の経歴	前科（有罪の判決を受けこれが確定した事実）
犯罪により害を被った事実	身体的被害、精神的被害及び金銭的被害の別を問わず、犯罪の被害を受けた事実
政令で定める記述等	<ul style="list-style-type: none">身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。本人に対して医師等により行われた健康診断等の結果健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。本人を少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

②-2 個人情報取扱事務の届出・公表に係る事項

■ 考え方

- 法では、個人情報ファイル（個人情報のデータベース）ごとに個人情報ファイル簿を作成・公表することを必須のものとしているが、これに加えて、条例で定めるところにより、「個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿」を作成し、公表することが可能とされている。
- 当市はこれまで、「個人情報取扱事務届出書」により個人情報取扱事務の適正な運営を図ってきたが、当該届出書と個人情報ファイル簿の作成単位や対象等に相違があることから、従来の適正な取扱いを継続するため、個人情報ファイル簿とは別に**個人情報取扱事務届出書を作成し、公表する規定**を設ける。

■ 個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務届出書の比較

	個人情報ファイル簿	個人情報取扱事務届出書
個人情報を保有する際の手続	<p><事前通知> ※地方公共団体は対象外 行政機関の長は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、法等で定められた事項を委員会に対して通知しなければならない。 (趣旨：行政機関における法運用の統一性及び法適合性を確保する。)</p> <p><作成> 行政機関の長等は、個人情報ファイルを保有するに至ったときは、直ちに個人情報ファイル簿を作成しなければならない。 (趣旨：保有個人情報ファイルの存在及び概要を明らかにすることで透明性を図り、利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資する。)</p>	<p><届出> 実施機関は、個人情報を取り扱う事務をしようとする場合は、あらかじめ、条例等で定められた事項を市長に届け出なければならない。 市長は、届出を受けたときは、速やかに、その旨を審査会に報告しなければならない。 (趣旨：内部確認及び第三者点検の機会の確保により、個人情報取扱事務の適正な運営を図る。)</p>
個人情報の保有状況の公表に係る手続	<p><公表> 行政機関の長等は、個人情報ファイル簿を作成したときは、これを一般の閲覧に供し、インターネットの利用等により公表しなければならない。 (趣旨：本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるようにする。)</p>	<p><公表> 市長は、届出を受けたときは、その内容を市民の閲覧に供しなければならない。 (趣旨：市民が開示請求権等の権利を行使するため、実施機関における保有個人情報の利用等の実態を知る機会を保障する)</p>
作成の単位	<p>個人情報ファイルごと (本人の数が1,000人以上のもののみ)</p>	<p>事務事業評価における事業ごと (本人の数の制限なし・1人から作成)</p>

②-3 不開示情報の範囲

■ 考え方

- 法が定める不開示情報のうち、情報公開条例の規定により開示することとされている情報については、条例で定めるところにより、不開示情報から除外することができる
- 市情報公開条例では、**公務員の職名、氏名、職務内容**を不開示情報から除外している。また、国の行政機関の情報公開法の運用においても、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、行政機関に所属する**職員の氏名を公にする**ものとされている（右図「平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ」参照）。
- 情報公開条例との整合性を確保し、従来どおりの運用とするため、**法が定める不開示情報から、公務員の氏名を除外する（個人の権利利益を害しない場合は公務員の氏名を公開できる）**規定を設ける。

各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて

平成17年8月3日
情報公開に関する連絡会議申合せ

各行政機関における公務員の氏名については、情報公開法の適正かつ円滑な運用を図る観点から、下記の統一方針にのっとり取り扱うものとする。

記

各行政機関は、その所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとする。なお、特段の支障の生ずるおそれがある場合とは、以下の場合をいう。

- ① 氏名を公にすることにより、情報公開法第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合
- ② 氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合

（説明）

「公にする」とは、職務遂行に係る公務員の氏名を求められれば応じるとの趣旨であり、対外的に積極的に周知することまで義務付けるものではない。また、上記取扱方針に基づき行政機関が公にするものとした職務遂行に係る公務員の氏名については、今後は、情報公開法に基づく開示請求がなされた場合には、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（第5条第1号ただし書イ）に該当することとなり、開示されることとなる。

②-4 開示・訂正・利用停止決定等の期限の短縮

■ 考え方

- 開示・訂正・利用停止請求に係る決定等の期限については、地方公共団体が条例で定めることにより、法定期限より短くすることができる」とされている。
- 現行条例では、**法定期限より短い期限を設定しているため、従来と同様の期限とする規定**を設ける。

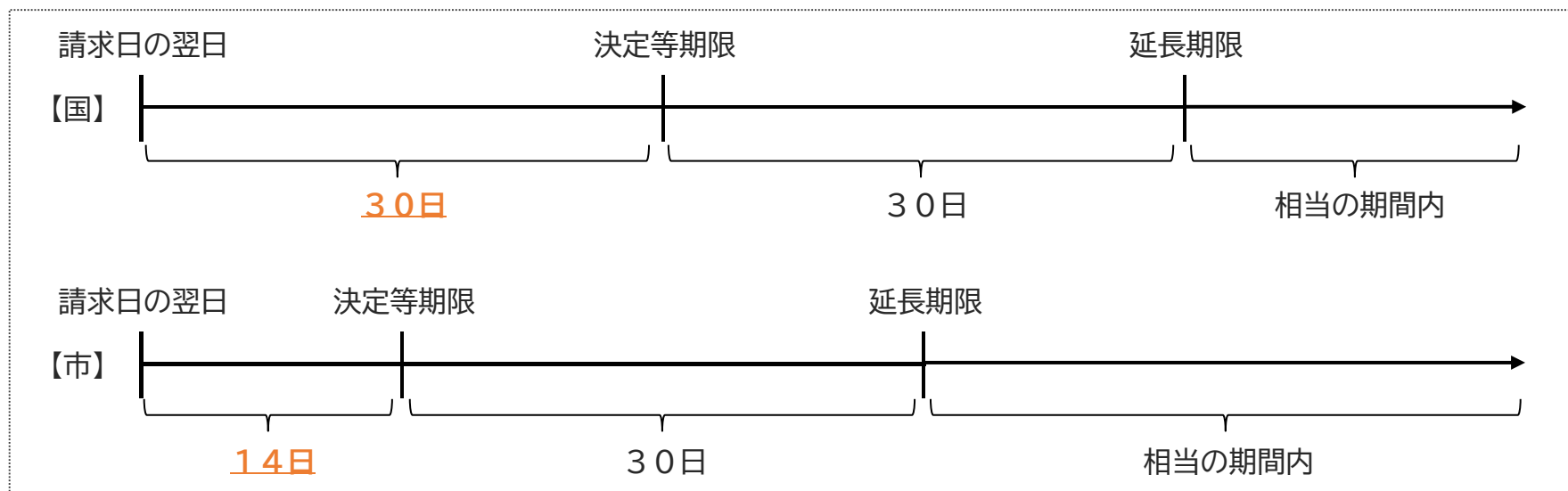
■ 開示決定等の期限の比較

	国の行政機関（法）	吉川市（現行条例）
原則	開示請求があった日から 30日 以内	開示請求があった日から 14日 以内
延長（※1）	開示請求があった日から 30日 以内+30日	開示請求があった日から 14日 以内+30日
特例（※2）	開示請求があった日から 60日 以内+相当の期間内	開示請求があった日から 44日 以内+相当の期間内

※1 事務処理上の困難その他正当な理由があるとき

※2 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるとき

訂正・利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるとき



②-5 審査会への諮問事項

■ 考え方

- 当市では、個人情報保護制度等の諮問機関として、**吉川市情報公開・個人情報保護審査会**を設置している。
- 現行条例の諮問事項は右表のとおりであるが、法施行後はこのような個別事案に関する類型的な諮問をすることは許容されず、「**個人情報保護制度の運用やその在り方について、専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要である場合**」に、諮問することができる」とされている。
- 個人情報の適正な取扱いを確保するためには、第三者点検と専門的な意見聴取の機会の確保が必要であることから、**専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な場合**に諮問することができるよう規定を設ける。

■ 現行条例の審査会への諮問事項等

	現行条例の規定
諮問事項	開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求があったとき（第40条第1項）
	個人情報保護制度の基本的事項その他重要な事項の改善をしようとするとき（第44条第2項）
意見聴取事項	法令等の定めなしに要配慮個人情報の取得をすることについて、利用目的を達成するために必要があることの認定を受けるとき（第8条第1項第2号）
	個人情報を本人以外から取得することについて、特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に害することがないことの認定を受けるとき（第8条第2項第8号）
	目的外利用又は外部提供をすることについて、特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に害することがないことの認定を受けるとき（第10条第1項第8号）
	保有個人情報の電子計算機結合を行うことについて、公益上特に必要があることの認定を受けるとき（第11条第2号）
	死者の個人情報の開示請求について、当該死者の親権者、配偶者、子、父母及び相続人以外のものにその権利を認めるとき（第14条第2項第4号）
	保有個人情報の開示に当たり、公益に重大な支障を及ぼすおそれがあるものと認めて不開示情報を定めるとき（第16条第9号）
報告事項	個人情報取扱事務を開始・廃止・変更しようとするとき（第9条第4項）
	目的外利用又は外部提供をしたとき（第10条第3項）



意見聴取事項については、類型的な諮問はできず、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な場合に諮問

②-6 現行条例に規定された罰則に係る経過措置

■ 考え方

- デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第10条では、現行条例の罰則規定が法の罰則規定と重複する場合は、法施行と同時にその効力を失うとともに、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例によるものとされている。
- 実施機関の定義（法では議会が含まれない）、規定ぶりやその解釈等、現行条例と法との間に差異があり、法の経過措置では対応できないものがあることから、**施行前の行為を施行後も同様に処罰し、また、なお従前の例によることとした事項に係る施行後の違反行為についても、施行前と同様に処罰するため、経過措置を設ける。**

■ 経過措置の規定内容（案）

新条例附則	項目	内容
第3条第1項	職員等の義務に関する経過措置	職員又は職員であった者に係る個人情報の適正な取扱いに関する義務は、施行後も従前の例による。
第3条第2項	従事者等の義務に関する経過措置	委託事務従事者又は指定管理者制度における管理事務従事者に係る個人情報の適正な取扱いに関する義務は、施行後も従前の例による。
第3条第3項	個人情報の開示・訂正・利用停止に関する経過措置	旧条例で行われた保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求は、従前の例による。
第3条第4項	個人の秘密に属する個人情報ファイルの漏えいに関する罰則	職員等又は従事者等が、新条例施行前に保有していた個人の秘密に属する個人情報ファイルを、新条例施行後に漏えいしたときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
第3条第5項	保有個人情報の漏えい・盗用に関する罰則	職員等又は従事者等が、新条例施行前に保有していた保有個人情報を、新条例施行後に漏えい・盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
第3条第6項	罰則の適用関係	前2項の罰則は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
第3条第7項	旧条例及び従前の例による規定の違反行為に関する経過措置	新条例の施行前にした旧条例の規定に違反する行為及び新条例の施行後にした従前の例によることとされる規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

③ 条例で定めることが解釈上許容される事項

■ その他現行条例の規定を踏まえ、次の事項について新条例でも規定する予定

No.	事項	現行条例 条項	現行条例の条文
1	個人情報保護管理責任者	第12条 第2項	実施機関は、前項に規定する維持管理を行うため、個人情報保護管理責任者を定めなければならない。
2	請求書の記載事項	第15条 第1項	開示請求は、次に掲げる事項を記載した開示請求書を実施機関に提出して行わなければならない。 (1) 氏名及び住所 (2) 開示請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項 (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項 ※個人情報保護法では(1)と(2)のみ規定されている。
3	実施状況の公表	第45条	市長は、毎年度、この条例の規定による個人情報保護制度の実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。
4	口頭による個人情報の提供制度（簡易開示）	第20条 第1項	実施機関があらかじめ定めた自己情報を請求しようとする者は、当該自己情報の本人であることを確認するために必要な書類を提示し、口頭により開示の請求をすることができる。